

大情審答申第 363 号
平成 26 年 3 月 14 日

大阪市長職務代理者
大阪市の市長 村上 龍一 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成25年 5 月28日付け大総務第 e-18号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市消防長（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 4 月 17 日付け大消予第 149 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、防火管理者欄にある個人の氏名を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成 25 年 4 月 8 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「大阪市住之江区〇〇に所在する〇〇に係る消防訓練通報書（平成 24 年分全てです）」を求める旨の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「消防訓練通報書（平成 24 年 8 月 9 日大阪市住之江消防署受付第 96 号）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第 10 条第 1 項に基づき、防火管理者欄にある個人の住所、氏名及び電話番号を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当
（説明）

防火管理者欄にある個人の住所、氏名及び電話番号は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当し

ないため。」

3 審査請求

審査請求人は、平成 25 年 5 月 1 日、本件決定を不服として、大阪市長に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条第 1 項第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 消防訓練通報書であるが、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）に本来防火管理者が申請する旨明記されているにもかかわらず、防火管理者以外の者が申請しているため、その者は誰なのか公開してほしい。

2 実施機関の弁明書では、防火管理者以外の者であったが、当該事業者の関係者であることが明らかであったため通報書を受理したとしている。しかしながらそれではマスキングする必要が有るのか分からないし、敢えてマスキングするということは、第三者の人物が行った可能性も考えられる。

3 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号。以下「消防法規則」という。）第 3 条には、消防訓練通報書は防火管理者が行うべきだと記されており、大阪市の消防訓練通報書には、防火管理者が記入する旨が示されている。防火管理者以外の者が申請し、消防署が受理するのであれば、消防法規則等を実施機関が否定するものであり、防火管理者の設置等に関しても意味のなさないものである。

4 公開してほしい部分については個人の氏名である。

第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本文書において非公開とした情報について

(1) 対象文書について

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）では一定規模以上の事業所に対し、消防訓練の定期的な実施を義務付けており、不特定多数の者が出入りする事業所に対しては、消防訓練を実施する際の消防機関への事前通報を義務付けている。

本市においては、消防訓練の内容をより正確に把握するため、大阪市消防法施行規則（昭和 23 年規則第 89 号。以下「市消防法規則」という。）において、「消防訓練通報書」の様式を定めている。

(2) 非公開とした情報について

実施機関が本文書において公開しないこととした情報は、「消防訓練通報書」の防火管理者欄にある個人の住所、氏名及び電話番号である。

この「消防訓練通報書」の通報者は、本来、防火管理者であるが、「消防訓練通報

書」の趣旨は事業所で実施される予定の消防訓練の内容を事前に把握することにあるため、本件文書については、通報者が防火管理者以外の者であったが、当該事業所の関係者であることが明らかであったため通報書を受理したものである。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

防火管理者欄にある個人の氏名について、防火管理者であれば当該防火対象物の防火管理について権限、責任を有する者であるため公開する情報であるが、本件文書に記載されている氏名が、消防署へ届け出られている防火管理者の氏名ではなかったため、条例第7条第1号に該当し、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと判断したためである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定める趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、消防法規則第3条第11項の規定により、事業所が消防計画に基づく消火訓練及び避難訓練を実施することから平成24年8月9日に事業所から提出を受けた文書である。

また、本件文書において公開しないこととした部分は、防火管理者欄にある個人の住所、氏名及び電話番号である。

3 争点

審査請求人は防火管理者欄にある個人の住所、氏名及び電話番号のうち防火管理者の氏名（以下「本件情報」という。）の公開を求めて争っている。実施機関は、本件情報について、防火管理者と異なる氏名が記載されていることから条例第7条第1号を理由に非公開とする本件決定を行っている。また、本件情報について個人情報に該当しなければ法人等情報を検討する必要がある。

したがって、本件審査請求の争点は、本件情報の条例第7条第1号及び第2号該当

性である。

4 本件情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの…又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定している。

ここでいう「個人に関する情報」とは、個人の人格や私生活に関する情報に限らず、原則として、個人との関連性を有する全ての情報を意味する。

もっとも、条例第7条は、上記のとおり第1号において、「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外した上で、第2号において「法人その他の団体（国、独立行政法人等…地方公共団体、地方独立行政法人…及び住宅供給公社等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」と定め、個人に関する情報と法人等又は事業を営む個人（以下「法人等の事業者」という。）に関する情報をそれぞれ異なる種類の情報として非公開事由を規定している。これらの規定に照らせば、法人等を代表する者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、専ら法人等に関する情報としての非公開事由が規定されているものと解するのが相当である。

(2) 本件情報について

ア 防火管理者とは、消防法第8条第1項の規定により消防計画の作成や消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施等防火管理上必要な業務を行う者である。防火管理者の選任に当たっては、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的な地位にある者を充てる必要があることから、防火管理者は法人を代表する立場にある者といえる。

また、消防法施行令第4条第3項においては、防火管理者の責務として、消防訓練を実施しなければならない旨定められており、消防法規則第3条第11項においては、不特定多数の者が出入りする事業所の防火管理者は、消防訓練の実施を事前に通報しなければならない旨定められている。そして、市消防法規則第5条においては、消火訓練及び避難訓練を実施する旨の通報は、消防訓練通報書によって行う旨定められており、実施機関は、防火管理者の氏名が記載された消防訓練通報書を受理することとなっている。

イ 本件情報について、条例第7条第1号該当性を検討するに、本件情報により識別される特定の個人は、防火管理者欄に記載されている者であることが認められる。

上記アのとおり本件情報については、本件文書の防火管理者欄には原則として、防火管理者の氏名を記載することになっており、通常本件情報と防火管理者の氏名は一致するはずである。しかしながら、当審査会が見分したところ本件においては本件情報に防火管理者と異なる氏名が記載されていた。

ウ ここで第4の記載によると、「消防訓練通報書」の趣旨は事業所で実施される予定の消防訓練の内容を事前に把握することにあるとのことである。実施機関によると、消防訓練については定期的に実施することを重視しており、防火管理者と異なる氏名が記載されていたとしても受理する場合があるとのことである。防火管理者が記載された届出のみを受理するという厳格な運用を行うと、届出が減少し、消防訓練を円滑に行いづらくなり得る可能性がある。実際の運用では、消防訓練を届け出された防火管理者と異なる氏名が記載されていたとしても該当する法人の経営者の関係者など当該法人において相当程度の責任を有しているなどの確認ができれば受理するとのことである。

エ よって、上記アからウまでを踏まえると、当審査会としては本件情報については当該法人において相当程度の責任を有する者の氏名であると認められる。

以上により、本件情報は、法人を代表する者が当該法人の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人のために行う当該法人の行為そのものと評価される行為に関する情報であって、条例第7条第1号に該当するとは認められないが、法人等に関する情報として、下記5において同条第2号の該当性を判断する。

5 本件情報の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方について

条例第7条第2号は、法人等の事業者の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等の事業者に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

(2) 本件情報の条例第7条第2号該当性について

本件情報について、届け出された防火管理者とは異なる氏名が記載されているが、法人において相当程度の責任を有しているなどの確認ができれば受理するとのことから、届け出された防火管理者とは異なる氏名が記載されていたとしても実施機関は消防訓練を行う際の代表者として本件文書を受理している。同様に、法人としても代表者として本件文書の防火管理者欄に氏名を記載し届出を行っていると考えられ、法人を代表して本件文書を提出していると推測される。以上を踏まえると、本件情報は、防火管理者に相当する法人に関する情報であり、これを公にしても、当該法人の事業活動が損なわれるなど当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとはいえず、条例第7条第2号に該当しない。

よって、本件情報については、条例第7条第2号に該当するとは認められない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成25年度諮問受理第71号

年 月 日	経 過
平成25年5月28日	諮問
平成25年6月21日	実施機関から弁明書の提出
平成25年7月23日	審査請求人から反論書の提出
平成25年9月5日	審議（論点整理）
平成25年9月18日	審査請求人意見陳述
平成25年10月16日	実施機関理由説明
平成25年11月27日	審議（論点整理）
平成26年1月20日	審議（答申案）
平成26年2月20日	審議（答申案）
平成26年3月14日	答申